

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

**暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1**

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

**宅地建物取引業の免許証の写し**

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する  
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

- ※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
- ※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
  - ① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
  - ② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

# ご注意ください！

この競売事件は、  
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、  
広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間入札の公告」に記載してある事件番号）  
で行ってください。

なお、入札手続等は、広島地方裁判所本庁の執行官が取り扱います。入札書を誤って呉支部又は三次支部に提出すると無効になりますのでご注意ください。

## ★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL (082) 502-1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL (082) 228-0421 (代表)

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月27日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 5月13日 午前 9時00分から 令和 8年 5月19日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月22日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月11日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月26日 午前 9時00分から 令和 8年 5月26日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

1 所 在 豊田郡大崎上島町東野字大久保

地 番 4605番3

地 目 雑種地

地 積 1356平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 豊田郡大崎上島町東野字大久保4605番地3

家屋 番号 4605番3

種 類 車庫

構 造 鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積 103.11平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 約32.4平方メートル

2階 約32.4平方メートル



## 物件明細書

令和 8年 1月28日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉田 智美

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

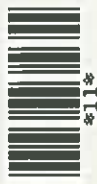
---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



## 物件目録

1 所在 豊田郡大崎上島町東野字大久保

地番 4605番3

地目 雑種地

地積 1356平方メートル

(現況)

地目 宅地

2 所在 豊田郡大崎上島町東野字大久保4605番地3

家屋番号 4605番3

種類 車庫

構造 鉄骨造スレート葺平家建

床面積 103.11平方メートル

(未登記附属建物)

種類 事務所

構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 約32.4平方メートル

2階 約32.4平方メートル



令和 7 年(ケ)第 1 6 7 号  
令和 7 年 1 1 月 2 6 日受理  
令和 8 年 1 月 1 4 日提出

## 現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 豊田郡大崎上島町東野字大久保  
地 番 4605番3  
地 目 雑種地  
地 積 1356平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1

2 所 在 豊田郡大崎上島町東野字大久保4605番地3  
家屋 番号 4605番3  
種 類 車庫  
構 造 鉄骨造スレート葺平家建  
床 面 積 103.11平方メートル  
所有者 B





関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
	(記載事項なし)

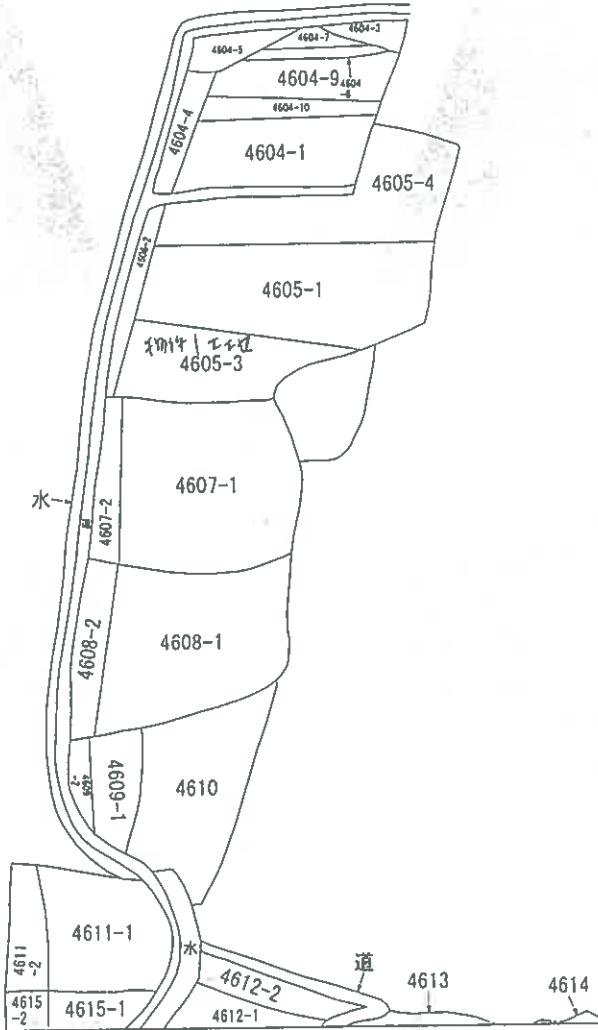
(執行官の意見用)

執行官の意見
<p>1 本件土地建物（未登記附属建物を含む。）の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。本件建物内の状況等から、本件建物は共有者Bが車庫として、未登記附属建物は同人が事務所として使用し、占有しているものと認めた。なお、本件建物（車庫）内に駐車されている車両には屋号「猿渡運輸」が掲げられているが、法務局に照会した結果、本件建物所在地に同屋号の法人は存在しないとのことであるため、本件建物（車庫）は所有者が占有しているものと認めた。</p> <p>2 本件土地の西側に存在する未登記建物（事務所）は物件2建物（主たる建物）と同一の所有者に属すること、事務所として主たる建物の常用に供されていること、主たる建物に附属すると認められる程度の場地的関係にあることから、物件2建物の附属建物と認めた。なお、同附属建物の外階段はひどく錆びており、踏み板が腐食している（写真13）。</p> <p>3 本件建物未登記附属建物は西側の一部が4606番2土地（広島県所有名義の公衆用道路（建物図面及び土地建物位置関係図上は「堤」））に越境している可能性がある。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月5日(金) 13:35-13:45	広島法務局東広島支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和7年12月5日(金) 15:30-15:35	大崎上島町役場	建物課税等調査 (返送用郵券110円交付)
令和7年12月5日(金) 15:40-15:50	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和7年12月23日(火) 10:00-10:30	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影(評価人同行)
令和8年1月5日(月) 14:00-	当庁	中国運輸局広島運輸支局に車両照会 (返送用郵券460円添付)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年12月23日 目的物件(未登記附属建物)は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 東野  
B 東野

請求部	所在	豊田郡大崎上島町東野字大久保			地番	4605番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和60年11月30日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月5日  
 広島法務局東広島支局  
 登記官

請求番号：6-1  
 (1/1)

(5 枚目)

縮小(A3→A4)

公用

登記年月日：昭和52年11月22日

2560679

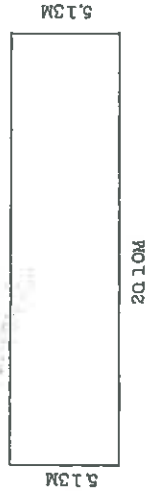
家屋番号 4605番3

建物の所在 豊田郡大橋上島町東野  
豊田郡大橋上島町大字大久保4605番地の3

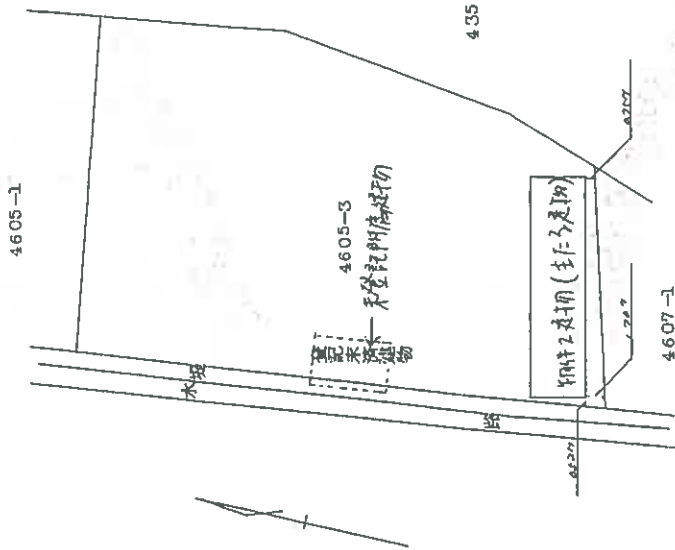
各階平面図

建築物図面

製作年月日  
昭和五十二年壹月式〇日



床面積計算  
 $20.10M \times 5.13M = 103.1130m^2$   
 床面積 103.1130m<sup>2</sup>



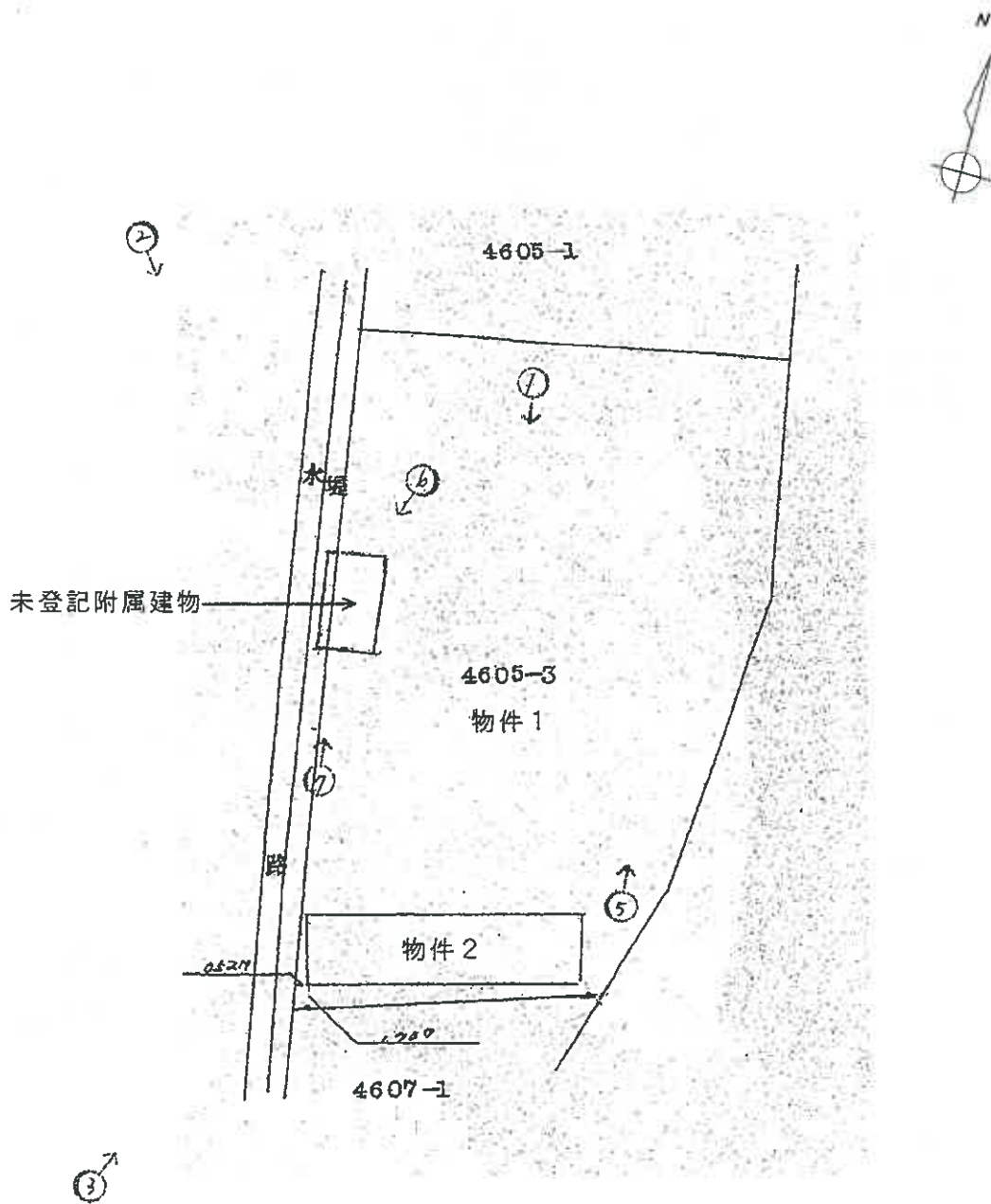
(広島県土地家屋調査士会用品)

縮尺 1 / 250 1 / 500

縮小(A3→A4)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年12月5日 広島法務局東広島支局

登記簿



(注) 本図面は土地建物の凡その位置関係を図示したものであり、  
 現地を実測したものではない。

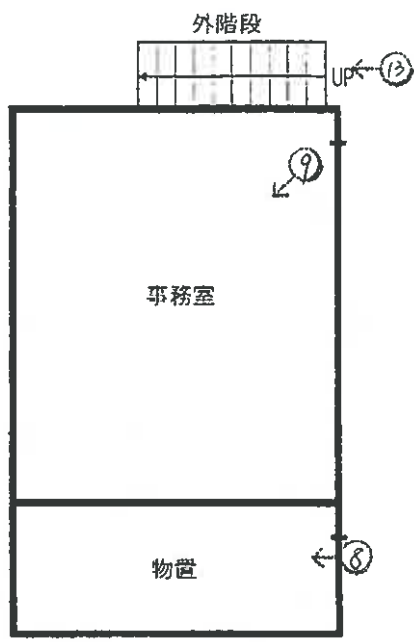
土地建物位置関係図  
 凡例 ○→ 写真撮影方向



主である建物

**建物間取図**

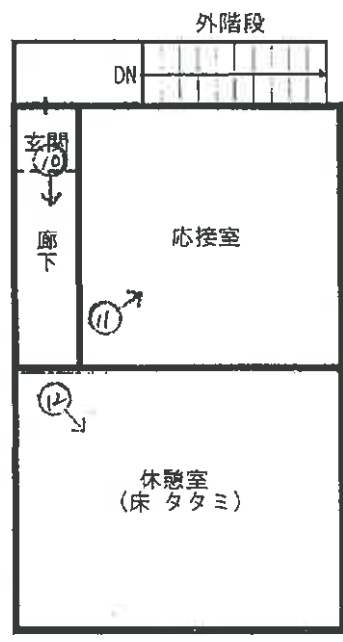
凡例 ○→ 写真撮影方向



未登記附属建物  
 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺  
 2階建 事務所

1階	約32.4㎡
2階	約32.4㎡
計	約64.8㎡(概測)

1階



2階

未登記附属建物

**建物間取図**

凡例 ○→ 写真撮影方向

写真1



写真2

本件建物未登記附属建物 本件建物（主たる建物）



水路

広島県道（大田木江線）

写真3

本件建物（主たる建物）

本件建物  
未登記附属建物



広島県道（大田木江線）

写真4



写真5



写真6



写真7

水路



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



令和 7 年 (ケ) 第 167 号  
令和 7 年 12 月 23 日現地調査  
令和 8 年 1 月 15 日評 価

広島地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
中 村 真 二 印

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,094,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 4,393,000円
物件2(建物)	金 701,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	豊田郡大崎上島町東野字大久保 4605番3 雑種地 1356㎡	宅地
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	豊田郡大崎上島町東野字大久保4605番地3 4605番3 車庫 鉄骨造スレート葺平家建 103.11㎡	未登記附属建物有
番号	特記事項		
	未登記附属建物 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 事務所 1階 約 32.4㎡ 2階 約 32.4㎡ 延べ 約 64.8㎡(概測)		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	「白水棧橋」の南方・直線距離約 2500m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は山合いの県道沿いに事業所等が散在する地域となっている。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — 特定盛土等規制区域
画地条件	規模 1356 m <sup>2</sup>	間口 約 50 m 奥行 約 31 m 形状 ほぼ台形 接面状況 中間画地 その他 地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	西側 約 10 m 舗装 県道 高低差 一部等高 ※ ※ 幅約2mの水路が介在するため幅約3m長さ約10mの架橋により出入している。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物の主である建物及び未登記附属建物が存する。 隣地は雑種地、山林等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域(一部土砂災害特別警戒区域)に指定されている。</li> <li>・公図上水路の位置が現況と符合しない。</li> </ul>	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 51 年 12 月 1 日 新築 経過年数：約 49 年 経済的残存耐用年数：約 3 年
仕 様	構造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外壁：波スレート等 内壁：波スレートあらかし等 天井：波スレートあらかし等 床：コンクリート 設備：— その他：—
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：車庫  間取り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁に破損箇所が複数見られる。</li> <li>・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</li> </ul>

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	未登記附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建 築 年 月 日：不明</p> <p>経 過 年 数：一</p> <p>経済的残存耐用年数：約 1年</p>
仕 様	<p>構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。</p> <p>屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。</p> <p>外 壁： スチール鋼板等</p> <p>内 壁： 合板等</p> <p>天 井： 合板、繊維板等</p> <p>床： コンクリート、フローリングブロック、タタミ等</p> <p>設 備： 電気、照明等</p> <p>その他： 一</p>
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	<p>現況用途：事務所</p> <p>間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。</p>
品 等	劣る
保守管理の状態	相当劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水施設は建物内には無く屋外に流し台を設備している。</li> <li>・ 2階への外階段は錆による腐食が著しい。</li> <li>・ 目的外土地(建物図面上の地目は堤)上に一部立地している可能性がある。なお目的外土地への場所的利益は不法占有の可能性があるので認められないものと判断した。</li> <li>・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	8,280	0.69	1356	0.90	1	6,972,000

#### ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を土砂災害警戒区域内で幅員10m舗装県道に一部等高接面する地積約500㎡程度の略整形な中間画地とした。

#### 地価調査価格 (大崎上島(県)-4)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
10,700	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{128}$	8,280

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 必要なし。

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考査のうえ査定した。

#### イ 個別格差 :

一部土砂災害特別警戒 区域に指定されている	0.85
一部東側隣接山林の 土砂が流入している	0.95
規模大	0.90
水路介在	0.95
相乗積	0.69

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2 主である 建物	80,000	103.11	0.03	1	247,000
2 未登記 附属建物	90,000	64.8	0.01	1	58,000
計					305,000

ウ 現価率：

(主である建物)

経過年数	経済的残存 耐用年数	経済的全 耐用年数
a	b	a+b
49 年	3 年	52 年

残価率	観察減価
5 %	70 %

$$\text{現価率} = \left[ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left( \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.03$$

(未登記附属建物)

建築時期が不明につき観察減価法を適用して現価率を1%と査定した。

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	6,972,000	0.10 場所的利益	697,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,972,000	- 697,000		1.00	0.70	4,393,000
2	305,000	+ 697,000	1.00	1.00	0.70	701,000
一括価格(合計)						5,094,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査価格（大崎上島(県)-4）

所 在 : 豊田郡大崎上島町木江字東側5076番  
価 格 : 10,700円/㎡  
位 置 : 「白水棧橋」 南方 道路距離 約 4.8kmに位置する。  
価 格 時 点 : 令和7年7月1日  
地 積 : 306㎡  
供給処理施設 : 水道  
接 面 街 路 : 北側2.5m町道  
用途指定等 : 都市計画区域外  
地域の概要 : 県道背後の中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。

### 2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	93,177 円	（1㎡当たり	77 円）	、	課税地積	1,206.00 ㎡
	754,200 円	（1㎡当たり	5,028 円）	、	課税地積	150.00 ㎡
物件2	570,743 円	（1㎡当たり	5,535 円）	、	課税床面積	103.11 ㎡

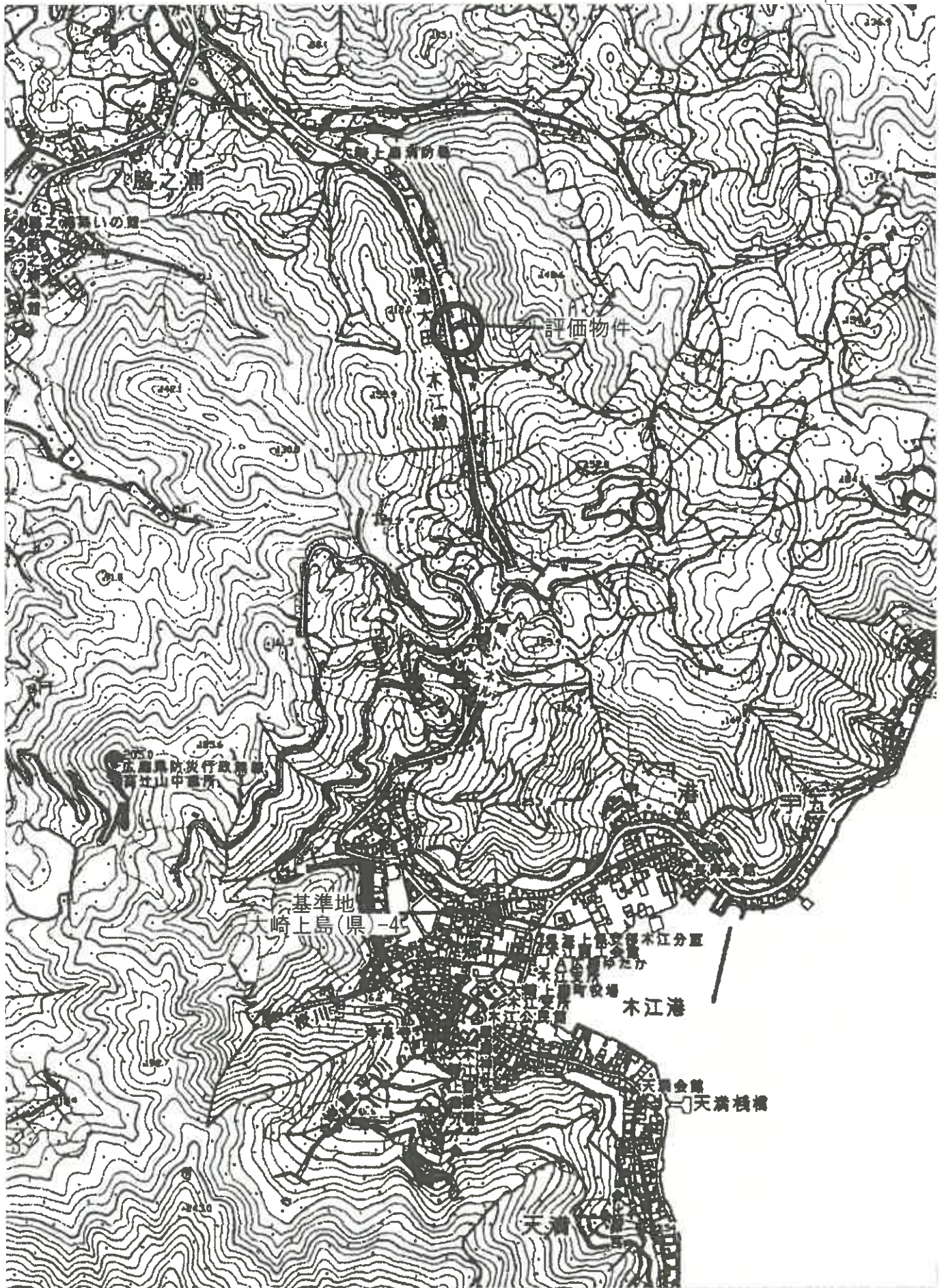
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（大崎上島町「白図」縮尺 1/10,000、1/20,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

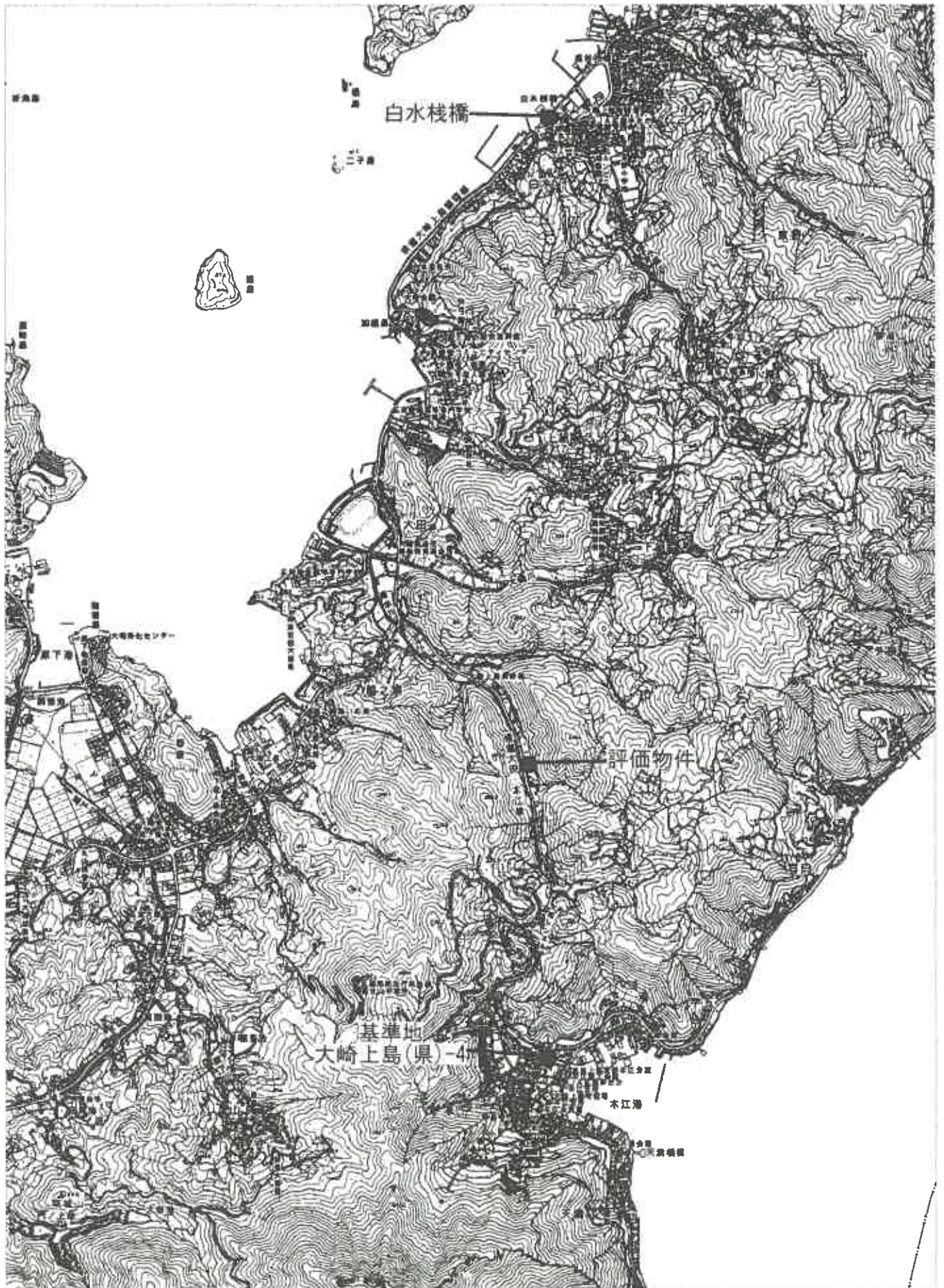
以 上

# 所在位置略図

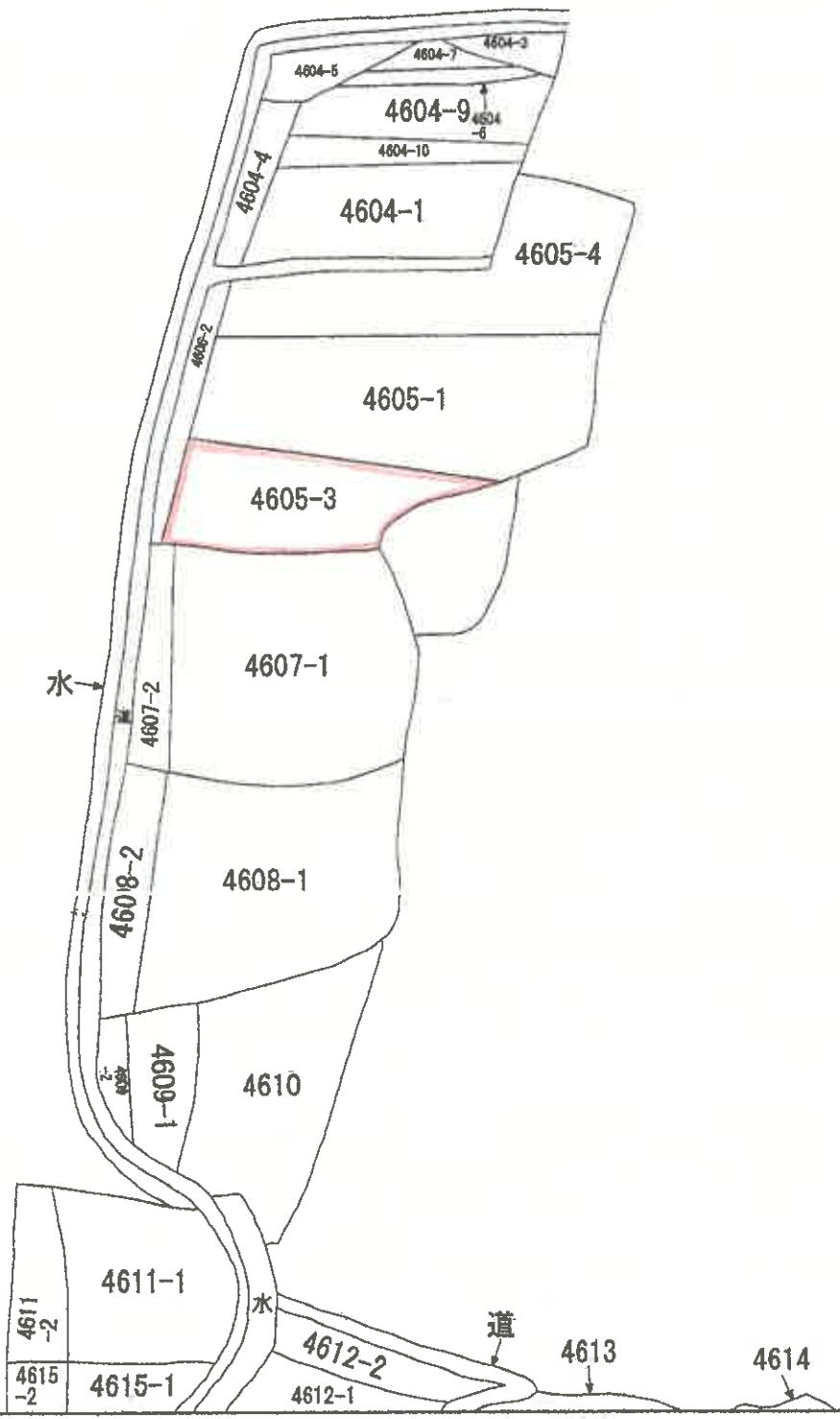


1:10,000

# 所在位置略図



1:20,000



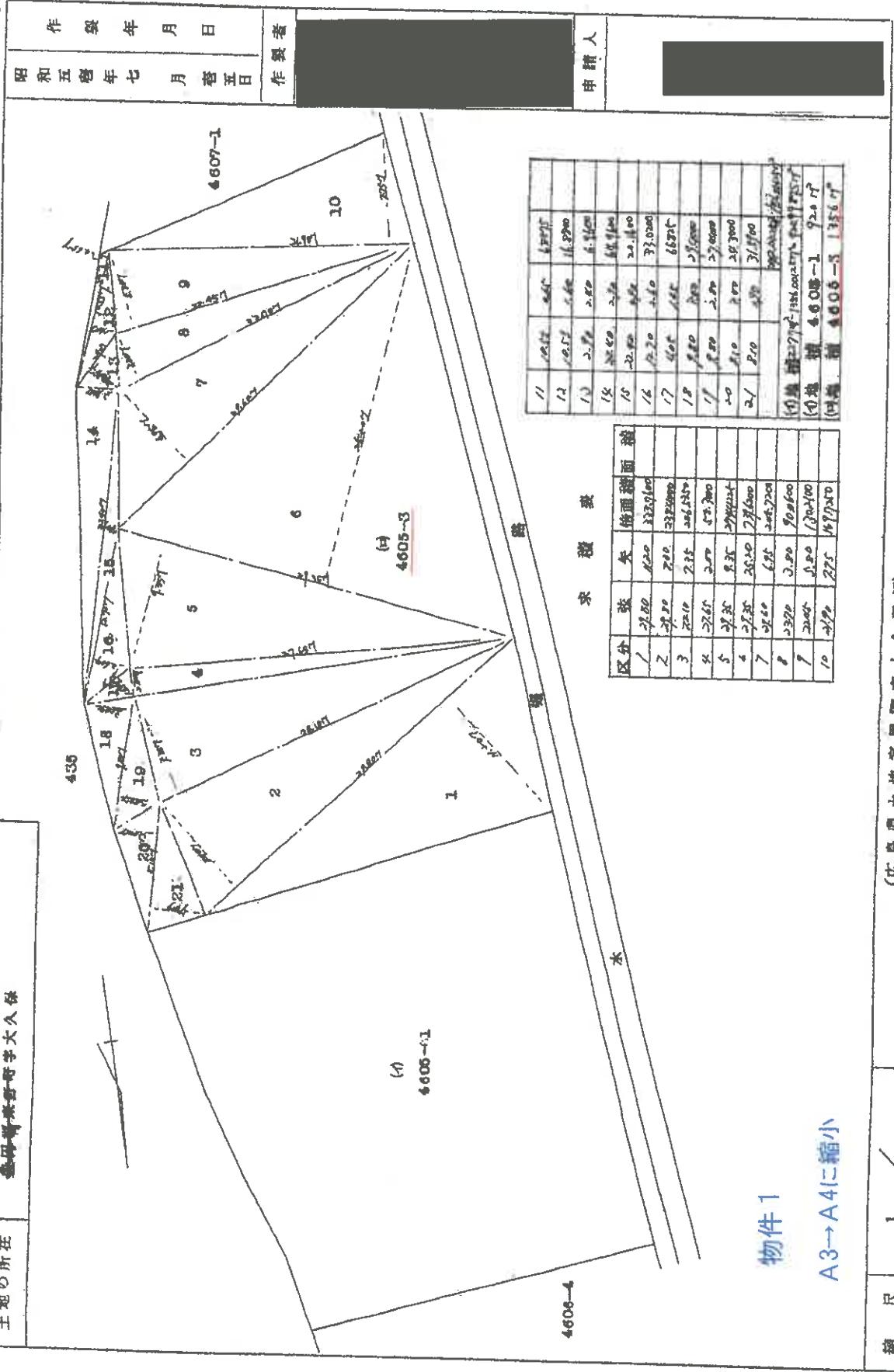
公 図 写

登記年月日：昭和51年7月19日

1562157

地番	4605-3
土地の所在	豊後高田町大字大久保

地積測量図



作業年月日	昭和五十年七月五日
作業者	[Redacted]
申請人	[Redacted]

区分	長さ	矢	他面積	面積
1	27.00	1.20	3329.60	
2	29.00	2.00	3329.60	
3	22.10	2.25	261.557	
4	22.65	2.20	57.300	
5	27.35	3.35	2922.24	
6	27.35	25.20	276.600	
7	27.60	6.25	245.200	
8	23.20	3.20	92.600	
9	22.05	5.20	1202.100	
10	27.90	2.75	1577.250	
11	22.15	2.65	622.150	
12	12.51	1.60	16.2900	
13	2.70	2.60	6.7600	
14	20.40	2.70	55.1400	
15	22.80	4.60	22.4400	
16	12.20	1.60	33.0200	
17	4.05	1.65	6.6225	
18	1.80	2.20	27.0000	
19	1.80	2.20	27.0000	
20	1.10	2.20	24.3000	
21	2.20	2.20	31.2400	
22	2.20	2.20	31.2400	

(1) 地積 271.47 ㎡ 155.00277 ㎡ 121.27577 ㎡  
 (2) 地積 4605-1 92.6 ㎡  
 (3) 地積 4605-3 1756.17 ㎡

区分	長さ	矢	他面積	面積
1	27.00	1.20	3329.60	
2	29.00	2.00	3329.60	
3	22.10	2.25	261.557	
4	22.65	2.20	57.300	
5	27.35	3.35	2922.24	
6	27.35	25.20	276.600	
7	27.60	6.25	245.200	
8	23.20	3.20	92.600	
9	22.05	5.20	1202.100	
10	27.90	2.75	1577.250	

物件1  
A3→A4に縮小

縮尺	1/500
----	-------

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。  
 (広島法務局 広島支庁管轄)  
 令和7年10月24日 広島法務局 登記官 [Redacted]

(1) 平成22年3月29日  
地番4605-3について東野/畑が東野に変更となった。

(2) 平成27年10月29日  
平成22年3月29日付けの記載事項を抹消

物件 1

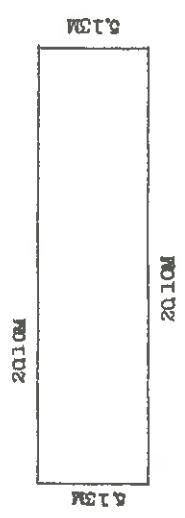
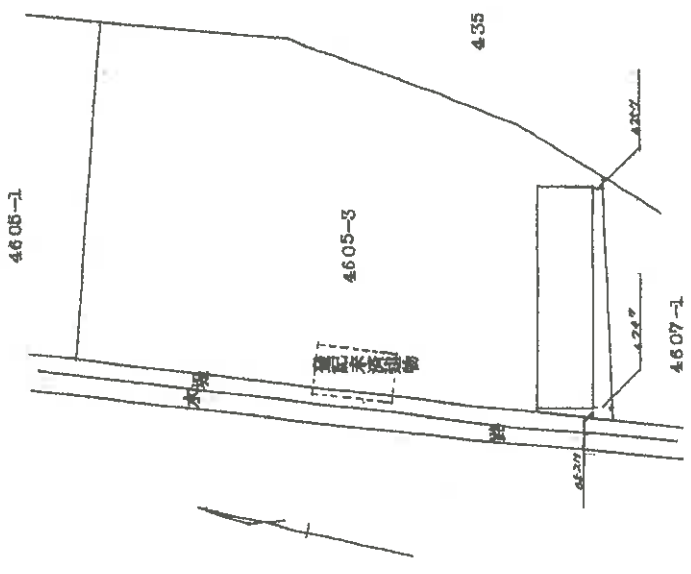
A3→A4に縮小

登記年月日：昭和52年11月22日

2560679

家屋番号	4605番3
建物の所在	豊田郡大府市高岡町東野 豊田郡家来寺大字久保4605番地の3

各段平面図 築物平面図



床面積計算  
 $20.10M \times 5.13M = 103.1130m^2$   
 床面積 103.1130m<sup>2</sup>

物件 2

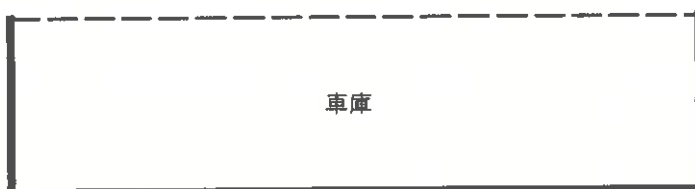
A3→A4に縮小

縮尺	1 / 250	1 / 500
----	---------	---------

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (広島法務局 広島支局 発行)  
 令和7年10月24日 広島法務局

登記官



主である建物

建物間取図



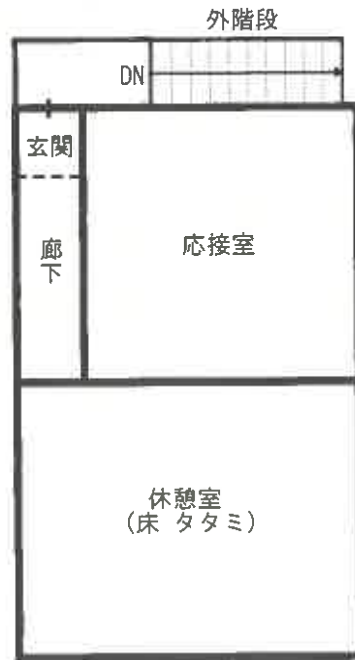
未登記附属建物

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺  
2階建 事務所

1階 約32.4㎡  
2階 約32.4㎡

計 約64.8㎡(概測)

1階



2階

未登記附属建物

建物間取図